

平成18年5月19日

都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料(「介護報酬の算定構造イメージ
(平成18年7月見直し版)」)の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただきお礼申し上げます。

さて、現在、国会において「健康保険法等の一部を改正する法律案」が審議されているところですが、当該法案が成立した場合、その施行に伴う介護報酬の見直し(経過型介護療養型医療施設の創設)に関連して、現時点で考えられる介護保険事務処理システムの変更が必要な点を事務的に整理しましたので送付いたします(別添資料網かけ部分:「介護サービス」P7・9・15・17、「介護予防サービス」P6・8)。

なお、当該資料につきましては、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援するために事務的に作成した介護報酬算定構造のイメージに過ぎないものであり、診療報酬における医療区分に基づく報酬の施行日を踏まえ、平成18年7月1日の施行を想定しておりますが、これらは決定事項ではないことはもとより、今後、削除、変更を含め、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、修正等がなされうるものであることを御了知いただくとともに、管下市町村への周知方よろしくお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111 (内線 3949・3960)

FAX 03-3595-4010

介護報酬の算定構造のイメージ

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	3級訪問介護員により行われる場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (231単位)	30分を増すごとに+83単位 (249単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)						
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (208単位)						
	(2) 1時間以上 (291単位)						
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)							

： 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注
	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	特別地域訪問入浴介護加算
訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)	×95/100	×70/100	+15/100

： 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100	425単位を算定 830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位	死亡月につき +1,200単位 (ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)
	(2) 30分未満 (425単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)							
	(2) 30分未満 (343単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)							

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるもの

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 500単位)	+20単位	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +330単位
	介護老人保健施設の場合		退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外) (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (290単位)		
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位	(一) 月1、2回目の場合 (550単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(二) 月3回目以降の場合 (300単位)
(一) 月1回目の場合 (500単位)			(二) 月2回目以降の場合 (300単位)
	ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)			

※ ロ(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算		
	又は											
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (396 単位)	×70/100									
		要介護1 (437 単位)										
		要介護2 (504 単位)										
		要介護3 (570 単位)										
		要介護4 (636 単位)										
	要介護5 (702 単位)											
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (529 単位)										
		要介護1 (588 単位)										
		要介護2 (683 単位)										
		要介護3 (778 単位)										
		要介護4 (872 単位)										
	要介護5 (967 単位)											
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (707 単位)									8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	
		要介護1 (790 単位)										
		要介護2 (922 単位)										
要介護3 (1,055 単位)												
要介護4 (1,187 単位)												
要介護5 (1,320 単位)												
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (346 単位)	×70/100	×70/100	×70/100							
		要介護1 (381 単位)										
		要介護2 (437 単位)										
		要介護3 (493 単位)										
		要介護4 (549 単位)										
	要介護5 (605 単位)											
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (458 単位)									×90/100	
		要介護1 (508 単位)										
		要介護2 (588 単位)										
		要介護3 (668 単位)										
		要介護4 (748 単位)										
	要介護5 (828 単位)											
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (608 単位)										8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位
		要介護1 (677 単位)										
		要介護2 (789 単位)										
要介護3 (901 単位)												
要介護4 (1,013 単位)												
要介護5 (1,125 単位)												
ハ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)											
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)											

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が居室を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算
通常規模の医療機関の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (338 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位	1日につき +50単位	550単位 (月1回を限度)					
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													
小規模診療所の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (338 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位	1日につき +50単位	550単位 (月1回を限度)					
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													
介護老人保健施設の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (338 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位	1日につき +50単位	550単位 (月1回を限度)					
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													

8 短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	経過的要介護 (478 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			
			要介護1 (641 単位)						
			要介護2 (712 単位)						
			要介護3 (782 単位)						
			要介護4 (853 単位)						
		要介護5 (923 単位)							
		(二) 単独型短期入所生活介護費(II) <多床室>	経過的要介護 (522 単位)						
			要介護1 (723 単位)						
			要介護2 (794 単位)						
			要介護3 (864 単位)						
	要介護4 (935 単位)								
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	経過的要介護 (450 単位)						
			要介護1 (607 単位)						
			要介護2 (678 単位)						
			要介護3 (748 単位)						
			要介護4 (819 単位)						
		要介護5 (889 単位)							
		(二) 併設型短期入所生活介護費(II) <多床室>	経過的要介護 (500 単位)						
			要介護1 (689 単位)						
			要介護2 (760 単位)						
要介護3 (830 単位)									
要介護4 (901 単位)									
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (557 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100		
			要介護1 (741 単位)						
			要介護2 (812 単位)						
			要介護3 (882 単位)						
			要介護4 (953 単位)						
		要介護5 (1,013 単位)							
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (557 単位)						
			要介護1 (741 単位)						
			要介護2 (812 単位)						
			要介護3 (882 単位)						
	要介護4 (953 単位)								
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (526 単位)						
			要介護1 (707 単位)						
			要介護2 (778 単位)						
			要介護3 (848 単位)						
			要介護4 (919 単位)						
		要介護5 (979 単位)							
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (526 単位)						
			要介護1 (707 単位)						
			要介護2 (778 単位)						
要介護3 (848 単位)									
要介護4 (919 単位)									
要介護5 (979 単位)									
ハ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ニ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)								
ホ 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)								
ヘ 在宅中重度加算	(1) 夜間看護体制加算 (1日につき 10単位を加算)								
	(2) 在宅中重度者受入加算	(1)を算定している場合 415単位 (1)を算定していない場合 425単位							

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	認知症ケア加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	経過的要介護 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+30単位	+76単位
		要介護1 (732 単位)						
		要介護2 (781 単位)						
		要介護3 (834 単位)						
		要介護4 (888 単位)						
	要介護5 (941 単位)							
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>	経過的要介護 (617 単位)						
		要介護1 (831 単位)						
		要介護2 (880 単位)						
		要介護3 (933 単位)						
要介護4 (987 単位)								
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+30単位	片道につき +184単位
		要介護1 (834 単位)						
		要介護2 (883 単位)						
		要介護3 (936 単位)						
		要介護4 (990 単位)						
	要介護5 (1,043 単位)							
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (624 単位)						
		要介護1 (834 単位)						
		要介護2 (883 単位)						
		要介護3 (936 単位)						
要介護4 (990 単位)								
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)							
(4) 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)							
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)							
(7) 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)							
	(2) 特定治療							

： 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25単位	×70/100							
		要介護1 (701 単位)										
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (1,049 単位)										
		要介護4 (1,150 単位)										
	要介護5 (1,241 単位)											
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)										
		要介護1 (832 単位)										
		要介護2 (942 単位)										
		要介護3 (1,180 単位)										
		要介護4 (1,281 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (498 単位)									
		要介護1 (641 単位)										
		要介護2 (750 単位)										
		要介護3 (910 単位)										
要介護4 (1,066 単位)												
要介護5 (1,108 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (582 単位)											
	要介護1 (772 単位)											
	要介護2 (881 単位)											
	要介護3 (1,041 単位)											
	要介護4 (1,197 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (473 単位)										
	要介護1 (611 単位)											
	要介護2 (722 単位)											
	要介護3 (873 単位)											
	要介護4 (1,030 単位)											
要介護5 (1,071 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (557 単位)											
	要介護1 (742 単位)											
	要介護2 (853 単位)											
	要介護3 (1,004 単位)											
	要介護4 (1,161 単位)											
要介護5 (1,202 単位)												
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
		要介護4 (〇〇 単位)										
	要介護5 (〇〇 単位)											
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)										
		要介護1 (〇〇 単位)										
		要介護2 (〇〇 単位)										
		要介護3 (〇〇 単位)										
要介護4 (〇〇 単位)												
要介護5 (〇〇 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)	×97/100									
		要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (945 単位)										
		要介護3 (1,183 単位)										
		要介護4 (1,284 単位)										
	要介護5 (1,375 単位)											
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (625 単位)										
		要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (945 単位)										
		要介護3 (1,183 単位)										
要介護4 (1,284 単位)												
要介護5 (1,375 単位)												
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(760 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)											
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)											
(8) 特定診療費												

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (517 単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -60単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -100単位	片道につき +184単位
		要介護1 (682 単位)				
		要介護2 (734 単位)				
		要介護3 (786 単位)				
		要介護4 (837 単位)				
		要介護5 (889 単位)				
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (601 単位)			
		要介護1 (813 単位)				
		要介護2 (865 単位)				
		要介護3 (917 単位)				
	要介護4 (968 単位)					
	要介護5 (1,020 単位)					
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (447 単位)			
		要介護1 (592 単位)				
		要介護2 (638 単位)				
		要介護3 (684 単位)				
		要介護4 (730 単位)				
		要介護5 (776 単位)				
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (536 単位)			
		要介護1 (723 単位)				
要介護2 (769 単位)						
要介護3 (815 単位)						
要介護4 (861 単位)						
要介護5 (907 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (608 単位)	×97/100			
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
		要介護4 (971 単位)				
	要介護5 (1,023 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (608 単位)				
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
要介護4 (971 単位)						
要介護5 (1,023 単位)						
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		(760 単位)				
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)				
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)				
(7) 特定診療費						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護介護職員の員数が基準に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員員数の20/100を乗じて得た数未満の場合	病棟の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の30/100を乗じて得た数未満である場合	病棟の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に對して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要介護1 (1,035 単位)						
			要介護2 (1,102 単位)						
			要介護3 (1,169 単位)						
			要介護4 (1,237 単位)						
	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (844 単位)							
		要介護1 (1,146 単位)							
		要介護2 (1,213 単位)							
		要介護3 (1,280 単位)							
		要介護4 (1,348 単位)							
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	経過的要介護 (743 単位)							
		要介護1 (948 単位)							
		要介護2 (1,017 単位)							
		要介護3 (1,085 単位)							
		要介護4 (1,154 単位)							
一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	経過的要介護 (730 単位)	×70/100		-12単位				
		要介護1 (932 単位)							
		要介護2 (999 単位)							
		要介護3 (1,066 単位)							
		要介護4 (1,134 単位)							
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) <多床室>	経過的要介護 (814 単位)								
	要介護1 (1,063 単位)								
	要介護2 (1,130 単位)								
	要介護3 (1,197 単位)								
	要介護4 (1,265 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)							
		要介護3 (〇〇 単位)							
		要介護4 (〇〇 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (〇〇 単位)							
		要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)							
		要介護3 (〇〇 単位)							
		要介護4 (〇〇 単位)							
	(3) ユニット型認知症疾患短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (946 単位)	×70/100		×97/100		
				要介護1 (1,149 単位)					
				要介護2 (1,216 単位)					
				要介護3 (1,283 単位)					
				要介護4 (1,351 単位)					
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>		経過的要介護 (946 単位)							
		要介護1 (1,149 単位)							
		要介護2 (1,216 単位)							
		要介護3 (1,283 単位)							
		要介護4 (1,351 単位)							
一般病棟		(三) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (857 単位)						
			要介護1 (1,111 単位)						
			要介護2 (1,182 単位)						
			要介護3 (1,252 単位)						
			要介護4 (1,323 単位)						
(4) 特定認知症疾患短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (946 単位)	×70/100		×90/100				
		要介護1 (1,149 単位)							
		要介護2 (1,216 単位)							
		要介護3 (1,283 単位)							
		要介護4 (1,351 単位)							
	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (857 単位)							
		要介護1 (1,111 単位)							
		要介護2 (1,182 単位)							
		要介護3 (1,252 単位)							
		要介護4 (1,323 単位)							
	(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
			(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)						
		(6) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)							
			(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)						
		(8) 特定診療費							

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	経過的要介護 (411 単位)	×70/100	片道につき +184単位
	要介護1 (545 単位)		
	要介護2 (588 単位)		
	要介護3 (632 単位)		
	要介護4 (676 単位)		
要介護5 (720 単位)			
(2) 基準適合診療所 短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき) <多床室>	経過的要介護 (495 単位)		
	要介護1 (676 単位)		
	要介護2 (719 単位)		
	要介護3 (763 単位)		
	要介護4 (807 単位)		
(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(760 単位)		
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)		
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)			

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	経過的要介護 (214 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	
	要介護1 (549 単位)					
	要介護2 (616 単位)					
	要介護3 (683 単位)					
	要介護4 (750 単位)					
要介護5 (818 単位)						
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 84単位)		×70/100				・訪問介護 ・身体介護 15分ごとに 90単位 1時間30分以上 540単位に15分増すごとに+37単位 ・生活援助 15分ごとに 45単位(1時間30分を限度) ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。

※限度額

経過的要介護	6,505単位
要介護1	16,689単位
要介護2	18,726単位
要介護3	20,763単位
要介護4	22,800単位
要介護5	24,867単位

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト		

特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 経過的要介護又は要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者又は施行の日より6か月を超えない期間において当該種目に係る指定福祉用具貸与を受ける者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 (1,000 単位)			
		要介護3・4・5 (1,300 単位)			
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 (600 単位)			
		要介護3・4・5 (780 単位)			
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2 (400 単位)			
		要介護3・4・5 (520 単位)			
	(4) 経過的要介護居宅介護支援費 (850 単位)				
	ロ 初回加算	(1) 初回加算(Ⅰ) (1月につき +250単位)			
(2) 初回加算(Ⅱ) (1月につき +600単位)					
ハ 特定事業所加算 (1月につき +500単位)					

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重度化対応加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合	
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
			要介護2 (648 単位)								
			要介護3 (718 単位)								
		b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護4 (789 単位)								
			要介護5 (859 単位)								
			要介護1 (639 単位)								
	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (577 単位)								
			要介護2・3 (687 単位)								
			要介護4・5 (824 単位)								
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (639 単位)								
			要介護2・3 (749 単位)								
			要介護4・5 (886 単位)								
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (741 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
			要介護2 (808 単位)								
			要介護3 (876 単位)								
		b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護4 (943 単位)								
			要介護5 (1,010 単位)								
			要介護1 (803 単位)								
	(2) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (875 単位)								
			要介護3 (943 単位)								
			要介護4 (1,010 単位)								
		b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護5 (1,077 単位)								
			要介護1 (808 単位)								
			要介護2 (875 単位)								
(3) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (657 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位	
		要介護2・3 (757 単位)									
		要介護4・5 (894 単位)									
	b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (657 単位)									
		要介護2・3 (757 単位)									
		要介護4・5 (894 単位)									
	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)									
		要介護2・3 (912 単位)									
		要介護4・5 (1,043 単位)									
	b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)									
		要介護2・3 (912 単位)									
		要介護4・5 (1,043 単位)									

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定

ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)

ニ 退所時等相談援助加算
 (1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)
 (2) 退所時相談援助加算 (400単位)
 (3) 退所前連携加算 (500単位)

注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ホ 栄養管理体制加算(1日につき)
 (1) 管理栄養士配置加算 (12単位)
 (2) 栄養士配置加算 (10単位)

ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)

ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)

チ 経口維持加算(1日につき)
 (1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)
 (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)

リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ヌ 看取り介護加算(1日につき)
 (1) 看取り介護加算(Ⅰ) (160単位)
 (2) 看取り介護加算(Ⅱ) (80単位)

ル 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)

ラ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)

2 介護保健施設サービス

基本部分		注			注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (702 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1日につき +76単位
		要介護2 (751 単位)							
	(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護3 (804 単位)							
	要介護4 (858 単位)								
(2) 小規模介護保健施設サービス費	(一) 小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護5 (911 単位)							
		要介護1 (781 単位)							
	(二) 小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (830 単位)							
		要介護3 (883 単位)							
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護4 (937 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1回につき + 60単位 (入所日から3月以内、1週間に3回を限度)
			要介護5 (990 単位)						
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (784 単位)						
			要介護2 (833 単位)						
	(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費	(一) ユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護3 (886 単位)						
			要介護4 (940 単位)						
		(二) ユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護5 (993 単位)						
			要介護1 (784 単位)						
要介護2 (833 単位)									
要介護3 (886 単位)									
要介護4 (940 単位)									
要介護5 (993 単位)									
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)									
注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定							
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 退所時指導等加算	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合						
		(二) 退所時指導加算 (400単位)							
		(三) 退所時情報提供加算 (500単位)							
		(四) 退所前連携加算 (500単位)							
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)									
ホ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)									
ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)									
チ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)								
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)								
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)									
ル 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)								
	(2) 特定治療								

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注		注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (671 単位)	-25単位	×70/100		×70/100		-12単位		病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	
		要介護2 (781 単位)											
		要介護3 (1,019 単位)											
		要介護4 (1,120 単位)											
		要介護5 (1,211 単位)											
	b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (782 単位)											
		要介護2 (892 単位)											
		要介護3 (1,130 単位)											
		要介護4 (1,231 単位)											
		要介護5 (1,322 単位)											
	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (611 単位)											
		要介護2 (720 単位)											
		要介護3 (880 単位)											
		要介護4 (1,036 単位)											
		要介護5 (1,078 単位)											
b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (722 単位)												
	要介護2 (831 単位)												
	要介護3 (991 単位)												
	要介護4 (1,147 単位)												
	要介護5 (1,189 単位)												
a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (581 単位)												
	要介護2 (692 単位)												
	要介護3 (843 単位)												
	要介護4 (1,000 単位)												
	要介護5 (1,041 単位)												
b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (692 単位)												
	要介護2 (803 単位)												
	要介護3 (954 単位)												
	要介護4 (1,111 単位)												
	要介護5 (1,152 単位)												
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位)	×70/100		×90/100	×90/100				×97/100			夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	
	要介護2 (〇〇 単位)												
	要介護3 (〇〇 単位)												
	要介護4 (〇〇 単位)												
	要介護5 (〇〇 単位)												
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位)												
	要介護2 (〇〇 単位)												
	要介護3 (〇〇 単位)												
	要介護4 (〇〇 単位)												
	要介護5 (〇〇 単位)												
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (785 単位)	-25単位	×70/100		×70/100		-12単位		病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -85単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位	
		要介護2 (895 単位)											
		要介護3 (1,133 単位)											
		要介護4 (1,234 単位)											
		要介護5 (1,325 単位)											
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (785 単位)											
		要介護2 (895 単位)											
		要介護3 (1,133 単位)											
		要介護4 (1,234 単位)											
		要介護5 (1,325 単位)											
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)													
注 外泊時費用			入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
注 試行的退所サービス費			入院患者に対して居室における試行的退所を認めた場合、〇月につき〇日を限度として1日につき〇〇単位を算定。(2)の基本単位に限る。)										
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)													
(5) 退院時指導等加算	a.退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	b.退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合										
		c.退院時情報提供加算 (500単位)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合									
		d.退院前連携加算 (500単位)		注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)											
	(6) 栄養管理加算			(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)											
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)													
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)													
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)												
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)												
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)													
(12) 特定診療費													

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 施設基準の区分による療養環境減算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (652 単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -60単位 診療所療養病床療養環境減算(II) -100単位
			要介護2 (704 単位)		
			要介護3 (756 単位)		
			要介護4 (807 単位)		
			要介護5 (859 単位)		
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (763 単位)		
			要介護2 (815 単位)		
			要介護3 (867 単位)		
			要介護4 (918 単位)		
			要介護5 (970 単位)		
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (562 単位)		
			要介護2 (608 単位)		
			要介護3 (654 単位)		
			要介護4 (700 単位)		
			要介護5 (746 単位)		
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (673 単位)		
			要介護2 (719 単位)		
			要介護3 (765 単位)		
			要介護4 (811 単位)		
			要介護5 (857 単位)		
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>		要介護1 (766 単位)	×97/100	
			要介護2 (818 単位)		
			要介護3 (870 単位)		
			要介護4 (921 単位)		
			要介護5 (973 単位)		
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>		要介護1 (766 単位)		
			要介護2 (818 単位)		
			要介護3 (870 単位)		
			要介護4 (921 単位)		
			要介護5 (973 単位)		
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)					
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定		
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定		
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)					
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
		b 退院時指導加算	(400単位)		
		c 退院時情報提供加算	(500単位)		
		d 退院前連携加算	(500単位)		
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
		注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)				
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)				
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)					
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)					
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (28単位)				
	(2) 経口維持加算(II) (5単位)				
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)					
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)					
(11) 特定診療費					

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注													
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合							
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,005 単位)	×70/100		×90/100		×90/100								
			要介護2 (1,072 単位)														
		要介護3 (1,139 単位)															
		要介護4 (1,207 単位)															
		要介護5 (1,274 単位)															
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(4:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,116 単位)														
		要介護2 (1,183 単位)															
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,250 単位)													
			要介護4 (1,318 単位)														
		要介護5 (1,385 単位)															
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護(4:1)介護(6:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (947 単位)													
			要介護2 (1,018 単位)														
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,088 単位)														
		要介護4 (1,159 単位)															
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,058 単位)							×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100		
要介護2 (1,129 単位)																	
要介護3 (1,199 単位)																	
要介護4 (1,270 単位)																	
要介護5 (1,340 単位)																	
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (918 単位)														
		要介護2 (987 単位)															
一般病院		(三) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,055 単位)													
			要介護4 (1,124 単位)														
		要介護5 (1,192 単位)															
		(四) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護(4:1)介護(6:1)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,029 単位)													
			要介護2 (1,098 単位)														
(五) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,166 単位)														
		要介護4 (1,235 単位)															
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)		大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,303 単位)	×70/100		×90/100		×90/100								
	要介護2 (932 単位)																
	要介護3 (999 単位)																
	要介護4 (1,068 単位)																
	要介護5 (1,137 単位)																
	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,013 単位)														
		要介護2 (1,080 単位)															
	一般病院	(三) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護3 (1,147 単位)													
			要介護4 (1,215 単位)														
		(四) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (840 単位)													
			要介護2 (907 単位)														
		(五) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護3 (974 単位)													
	要介護4 (1,042 単位)																
	注	身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)															
		注 外泊時費用									入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定						
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定													
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)																	
(5) 退院時指導等加算		(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)														
			b 退院時指導加算 (400単位)														
			c 退院時情報提供加算 (500単位)														
			d 退院前連携加算 (500単位)														
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)															
(6) 栄養管理体制加算		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)															
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)															
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)																	
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																	
(9) 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)															
		(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)															
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																	
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																	
(12) 特定診療費																	
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合																	
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合																	
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																	

介護報酬の算定構造のイメージ

介護予防サービス

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)		
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)		

： 特別地域介護予防訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)	×95/100	×70/100	+15/100

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域介護予防訪問看護加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位
	(2) 30分未満 (425単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)						
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)						
	(2) 30分未満 (343単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)						

： 特別地域介護予防訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 (1日につき 500単位)	+20単位	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)(以外) (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(一) 月1、2回目の場合(550単位)	
	(二) 月3回目以降の場合(300単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
	(一) 月1回目の場合(500単位)	
	(二) 月2回目以降の場合(300単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)		

※ ロ(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)	× 70/100	× 70/100
	要支援2 (1月につき 4,353単位)		
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 81単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)			
ニ 栄養改善加算 (1月につき 100単位を加算)			
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 100単位を加算)			
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)			

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)	× 70/100	× 70/100
	要支援2 (1月につき 4,880単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)			
ハ 栄養改善加算 (1月につき 100単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 100単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)			

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (478 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	片道につき +184単位
		要支援2 (597 単位)							
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (522 単位)							
		要支援2 (653 単位)							
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (450 単位)						
		要支援2 (563 単位)							
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (500 単位)								
	要支援2 (619 単位)								
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (557 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	片道につき +184単位
		要支援2 (681 単位)							
	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (557 単位)							
		要支援2 (681 単位)							
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (526 単位)						
		要支援2 (657 単位)							
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (526 単位)								
要支援2 (657 単位)									
ハ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)			×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	片道につき +184単位
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ニ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)				×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	片道につき +184単位

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注			注	注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +30単位	片道につき +184単位
		要支援2 (698 単位)						
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (617 単位)						
		要支援2 (771 単位)						
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +30単位	片道につき +184単位
		要支援2 (780 単位)						
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (624 単位)						
		要支援2 (780 単位)						
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(4) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)						
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)							
	(二) 特定治療							

： 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (534 単位)	-25単位	×70/100				病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	利用者につき +184単位
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 (667 単位)									
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (498 単位)									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 (622 単位)									
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6.1>介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (582 単位)									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 (727 単位)									
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-115単位	×97/100	病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -85単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位	
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多居室>	要支援2 (〇〇 単位)										
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (625 単位)										
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要支援2 (781 単位)										
(4) 栄養管理体加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)											
(5) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)										
(6) 特定診療費												

〔 〕 : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (517 単位)	×70/100		診療所療養病床療養環境減算(I) -60単位	片道につき +184単位
			要支援2 (646 単位)				
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (601 単位)				
			要支援2 (751 単位)				
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (447 単位)				
			要支援2 (559 単位)				
(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 (608 単位)	×97/100		診療所療養病床療養環境減算(II) -100単位	
			要支援2 (760 単位)				
	(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>		要支援1 (608 単位)				
			要支援2 (760 単位)				
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)						
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)						
(4) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)				
(5) 特定診療費							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注																																																						
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合																																																						
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (833 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																																								
			要介護2 (993 単位)																																																												
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (944 単位)	×70/100	×90/100					-12単位	×90/100																																																				
			要介護2 (1,098 単位)																																																												
	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) <一般病院>	看護<3:1> 介護<6:1>	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (766 単位)	×70/100									×90/100	-12単位	×90/100																																															
				要支援2 (934 単位)																																																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (850 単位)	×70/100															×90/100	-12単位	×90/100																																										
			要介護2 (1,039 単位)																																																												
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) <一般病院>	看護<4:1> 介護<4:1>	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>																					要介護1 (743 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																			
																								要介護2 (906 単位)																																							
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (827 単位)																					×70/100							×90/100	-12単位	×90/100																														
			要介護2 (1,011 単位)																																																												
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <一般病院>	看護<4:1> 介護<6:1>	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>																																	要介護1 (730 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																							
																																				要介護2 (890 単位)																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (814 単位)																																	×70/100							×90/100	-12単位	×90/100																		
			要介護2 (995 単位)																																																												
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <一般病院> 経過措置型	看護<4:1> 介護<6:1>	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>																																													要介護1 (668 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100											
																																																要介護2 (828 単位)															
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (779 単位)																																													×70/100							×90/100	-12単位	×90/100						
			要介護2 (933 単位)																																																												
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位)	×70/100			×90/100	-12単位	×90/100																																																							
		要介護2 (〇〇 単位)																																																													
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位)								×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																																		
		要介護2 (〇〇 単位)																																																													
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>			要介護1 (946 単位)									×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																														
					要介護2 (1,101 単位)																																																										
		b. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>		要介護1 (946 単位)	×70/100														×90/100	-12単位	×90/100																																										
				要介護2 (1,101 単位)																																																											
一般病院	a. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (857 単位)		×70/100										×90/100	-12単位	×90/100																																															
		要介護2 (1,048 単位)																																																													
	b. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (857 単位)			×70/100														×90/100	-12単位	×90/100																																										
		要介護2 (1,048 単位)																																																													
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)																																																														
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)																																																														
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)																																																														
(6) 特定診療費																																																															

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (411 単位)	×70/100	片道につき +184単位
	要支援2 (534 単位)		
(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (495 単位)		
	要支援2 (643 単位)		
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)		
(4) 療養食加算			
		(1日につき 23単位を加算)	

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (214 単位)	×70/100		1日につき +12単位	
	要支援2 (494 単位)				
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 63 単位)			×70/100		・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護の選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

特別地域介護予防福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者又は施行の日より6か月を超えない期間において当該種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受ける者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(400単位)
ロ 初回加算	(250単位)

介護報酬の算定構造のイメージ

地域密着型サービス

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×70/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 347単位)	
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 580単位)	
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 780単位)	
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,760単位)		

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(i)	(一) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (493 単位)	×70/100	×70/100	×70/100					
			要介護1 (526 単位)								
			要介護2 (578 単位)								
			要介護3 (630 単位)								
			要介護4 (682 単位)								
		要介護5 (735 単位)									
		(二) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (668 単位)								
			要介護1 (715 単位)								
			要介護2 (789 単位)								
			要介護3 (864 単位)								
			要介護4 (938 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (901 単位)								
			要介護1 (967 単位)								
			要介護2 (1,071 単位)								
			要介護3 (1,175 単位)								
	要介護4 (1,280 単位)										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	(一) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (448 単位)								
			要介護1 (477 単位)								
			要介護2 (523 単位)								
			要介護3 (570 単位)								
			要介護4 (617 単位)								
		要介護5 (663 単位)									
		(二) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (603 単位)								
			要介護1 (645 単位)								
要介護2 (711 単位)											
要介護3 (778 単位)											
(三) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (810 単位)										
	要介護1 (869 単位)										
	要介護2 (962 単位)										
	要介護3 (1,055 単位)										
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (226 単位)	×70/100	×70/100	×70/100						
		要介護1 (235 単位)									
		要介護2 (243 単位)									
		要介護3 (252 単位)									
		要介護4 (260 単位)									
	要介護5 (269 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (323 単位)									
		要介護1 (335 単位)									
		要介護2 (348 単位)									
		要介護3 (360 単位)									
		要介護4 (372 単位)									
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (452 単位)									
		要介護1 (469 単位)									
		要介護2 (486 単位)									
		要介護3 (503 単位)									
要介護4 (520 単位)											

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	経過的要介護 (4,469 単位)	×70/100	×70/100
	要介護1 (11,430 単位)		
	要介護2 (16,325 単位)		
	要介護3 (23,286 単位)		
	要介護4 (25,597 単位)		
要介護5 (28,120 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注		注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1 (831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	
	要介護2 (848 単位)				
	要介護3 (865 単位)				
	要介護4 (882 単位)				
	要介護5 (900 単位)				
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1 (861 単位)				
	要介護2 (878 単位)				
	要介護3 (895 単位)				
	要介護4 (912 単位)				
	要介護5 (930 単位)				
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)					

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数 が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (549 単位)	×70/100	1日につき +12単位
	要介護2 (616 単位)		
	要介護3 (683 単位)		
	要介護4 (750 単位)		
	要介護5 (818 単位)		
<input type="checkbox"/> 夜間看護体制加算 <div style="text-align: right;">(1日につき 10単位を加算)</div>			

6 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重度化対応加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) <従来型個室>	要介護1 (577 単位)									
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) <多床室>	要介護1 (639 単位)				+5単位					
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 (657 単位)									
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) <ユニット型準個室>	要介護1 (657 単位)									
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) <従来型個室>	要介護1 (741 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) <多床室>	要介護1 (803 単位)									
ニ ユニット型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス	(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)									
	(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(1日につき) <ユニット型準個室>	要介護1 (808 単位)									
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)											
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定									
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)										
	(2) 退所時相談援助加算 (400単位)										
	(3) 退所前連携加算 (500単位)										
ト 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
チ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)											
リ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)											
ヌ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)										
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)										
ル 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ヲ 看取り介護加算(1日につき)	(1) 看取り介護加算(Ⅰ) (160単位)										
	(2) 看取り介護加算(Ⅱ) (80単位)										
ワ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)											
カ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)											
コ 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)											
注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合											
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注									
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算								
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)(旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (460 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1月につき +100単位	1月につき +100単位								
			要支援2 (509 単位)																
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (621 単位)																
			要支援2 (691 単位)																
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (835 単位)																
			要支援2 (934 単位)																
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)(旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (419 単位)									× 70/100	× 70/100	× 70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1月につき +100単位	1月につき +100単位
			要支援2 (462 単位)																
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (561 単位)																
			要支援2 (624 単位)																
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (751 単位)																
			要支援2 (839 単位)																
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (218 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1月につき +100単位	1月につき +100単位									
		要支援2 (230 単位)																	
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 (311 単位)																	
		要支援2 (329 単位)																	
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 (435 単位)																	
		要支援2 (460 単位)																	

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1 (4,469 単位)	×70/100	×70/100
	要支援2 (7,995 単位)		
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2 (831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100
	ロ 介護予防短期利用共同生活介護費			
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				